

自転車・バイクの使用ルール

自転車

自転車は誰でも気軽に乗れる乗り物ですが、自転車にも法律で定められた交通ルールがあります。下記の違反行為を3年間のうち2回以上摘発された自転車利用者は、罰則・罰金が科せられます。

【違反行為14】

1. 信号の指示を無視すること
2. 道路標識などで通行が禁止されている場所を通ること
3. 歩道を徐行せずに通ること
4. 自転車専用レーンの枠外を通ること
5. 歩道がない道で歩行者の通行を妨げること
6. 閉じようとしているまたは閉じている踏切内への立ち入り
7. 交差点で優先されている車両の通行を妨げることなど
8. 交差点で車両の通行を妨げるように右折することなど
9. 右回り通行が指定されている交差点で流れに逆らうなど
10. 一時停止の指定がある場所で止まらないことなど
11. 歩道で歩行者の通行を妨げること
12. ブレーキが利かないまたは壊れた自転車の運転

自転車と摩托車の交通規則

自転車

自転車虽然是誰都可以利用的交通工具，但法律也规定了自行车的交通規則。骑自行车的人在3年内发生了2次以上违章行为时，将被处罚或罰款。

【14项违章行为】

1. 闯红灯
2. 通过道路标志牌等规定禁止通行的场所
3. 通过人行道时没有缓慢行驶
4. 在自行车专用道的线外行驶
5. 在没有人行道的路上妨碍了行人通行
6. 闯入即将或者已经关闭的铁路道闸
7. 在十字路口妨碍优先车辆的通行
8. 在十字路口右拐妨碍车辆通行
9. 在指定向右环行的路口逆行
10. 在规定停车观望的地方没有停车
11. 在人行道上妨碍行人通行
12. 骑没有刹车或刹车坏了的自行车

13. お酒を飲んでの自転車運転

14. 前方不注意などのさまざまな行為

※携帯電話を使いながら通行して、事故を起こした場合にも適用されることがあります

子どもを乗せて運転する時には、転倒事故などが起こりがちです。細心の注意を払ってください。

また、駅前や市街地等の放置禁止区域に自転車を放置してはいけません。一定期間放置された自転車は、役所により撤去されます。決められた駐輪場を使用しましょう。

バイク(原動機付自転車)・普通自動二輪車

オートバイの運転には、運転免許が必要です。原動機付自転車(原付)は、排気量50cc以下で、16歳で免許を取得できます。

普通自動二輪車は排気量が50cc超400cc以下で、16歳で免許を取得できます。原付では高速道路の通行や二人乗りはできません。

13. 酒后骑车

14. 各种不注意看前方的行为

※边骑车边使用手机导致交通事故时也属于此行为。

骑车搭乘小孩时容易跌倒，请千万小心。

另外，不可把自行车停放在车站、市区等禁停处，不然，放置一段时间后将被会政府机关没收。应使用专门的停车场。

摩托车(电动自行车)、普通自动两轮车

驾驶摩托车，需要驾驶证。排气量在50cc以下的电动自行车从16岁开始可以考驾驶证。

排气量在50cc以上400cc以下的普通摩托车，从16岁开始可以考驾驶证。电动自行车不准在高速公路上行驶，也不许载人。

			
しやりやうつうこうど 車両通行止め	しやりやうしんにやうきんし 車両進入禁止	していほうこうがいしんこう 指定方向外進行 禁止	てんかいきんし 転回禁止
禁止車両通行	禁止車両進入	除指定方向外禁止通行	禁止掉头
			
おいこ きんし 追越し禁止	ちやうていしかきんし 駐停車禁止	さいこうそくど 最高速度	いっほうつうこう 一方通行
禁止超车	禁止停、放車	最高速度	单向通行
			
じやこう 徐行	いちじていし 一時停止	ちやうしやか 駐車可	おうだんほどう 横断歩道
徐行	停車观望	可以停车	人行横道
			
こくどうばんごう 国道番号	とどうふけんどうばんごう 都道府県道番号	じゅうじろこうさてん 十字路交差点 あり	がっこう やうちえん ほいく 学校、幼稚園、保育 園等あり
国道号	都道府県道号	前方有十字路口	前方有学校、幼儿园、 托儿所等

自動車運転

免許取得

自動車を運転するためには、運転免許が必要で、自動車教習所に入学するのが一般的です。卒業すれば技能試験が免除されます。県運転免許センター等で学科試験・適性試験を受験し、合格すれば運転免許が取得できます。詳しくは、県運転免許センターに問い合わせてください。

外国免許からの切替

外国の運転免許証は、日本の運転免許証への切替の申請ができます。手続きは、県運転免許センターで行います。

※自動車の運転に必要な知識及び技能の有無が確認されます。

切り替えの条件

- ①外国免許証が有効期間内であること 3ヶ月以上の証明
- ②外国免許証を取得した日から通算で3ヶ月以上その国に滞在したことが証明できること

【必要な書類など】

- ・自国の運転免許証
- ・外国免許証の翻訳文
- ・本籍又は国籍の記載された住民票（コピーは不可、個人番号の記載がないもの）
- ・滞在期間を証明する書類（旅券（パスポート）、船員手帳など）

汽车驾驶

取得驾驶证

驾驶汽车需要先取得驾驶证。一般需要在汽车驾驶学校学习，毕业后可免除技能考试。在县驾驶证中心接受科目考试及适应性考试，合格者即可取得驾驶证。至于详细事宜请咨询县驾驶证中心。

国外驾驶证的更换

国外的驾驶证可以在日本申请更换日本的驾驶证。具体手续在县驾驶证中心办理。

*会被确认有无基本的汽车驾驶知识及技能。

◇更换驾驶证的条件

- ①外国驾驶证有效期内 3个月以上的证明
- ②取得外国驾驶证后在所在国必须居住有3个月以上的证明

【所需资料】

- ・本国的驾驶证
- ・国外驾驶证的译文
- ・记载有籍贯地、国籍的住民票（复印件不可，没有记载个人号码）
- ・证明滞留期间的资料（护照、船员手册等）

- ・日本国免許証（お持ちの方のみ。有効、失効を問いません）
- ・申請用写真1枚（縦3.0センチ×横2.4センチ）
- ・国際運転免許証（ジュネーブ条約加盟国のものをお持ちの方）
- ・手数料

★これから取得しようとする運転免許の種類や現在保有する運転免許の種類ごとにそれぞれ受験資格や手続などが異なります。運転免許課へお問い合わせください。

国際運転免許証

ジュネーブ条約に基づいて発行された国際運転免許証は、有効期間内で日本に上陸した日から1年間有効です。（入国後1年以内に有効期限が来た場合は、その日まで）

【問合せ】

岡山県運転免許センター

（岡山県警交通部運転免許課）

住所：岡山市北区御津中山444-3

TEL:086-724-2200

- ・日本驾驶证（仅限持有者，不论有效或无效）
 - ・申请用照片（长3厘米×宽2.4厘米）
 - ・国际驾驶证（持有日内瓦条约加盟国驾驶证者）
 - ・手续费
- ★根据要获得驾驶证的种类及现在持有驾驶证的种类不同，考试资格及手续也不同。详情请咨询驾驶证课。

国际驾驶证

根据日内瓦条约发行的国际驾驶证在有效期内，从登陆日本一年内有效。（登陆日本一年以内有效期的那一天。）

【咨询】

冈山县驾驶证中心

（冈山县警交通部驾驶证课）

地址：冈山市北区御津中山444-3

电话：086-724-2200

JAF（日本自動車連盟）

外国語版「交通の教則」（4言語）の発行

JAFでは、「交通の教則」英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語版（2017年7月改訂）をJAF支部窓口または、Amazon.co.jpで販売しています。販売価格は各言語とも1冊1,404円（消費税込）。電子書籍は、1冊864円（消費税込）です。

<http://www.jaf.or.jp/inter/manual/>

JAF（日本汽车联盟）

发行外语版「交通规则」（4种语言）

JAF发行的「交通规则」英语、汉语、葡萄牙语、西班牙语版（2017年7月改订）在JAF支部窗口及Amazon.co.jp网上出售。各种语言每本售价均为1404日元（含消费税）。电子书籍每本864日元（含消费税）。



外国免許証の日本語による翻訳文

JAF では外国免許証の日本の運転免許証への切替申請に必要な「外国免許証の日本語による翻訳文」(有料)を発行しています。

※最新の情報は、JAF(日本自動車連盟)のホームページで確認するか、JAF岡山支部にお問い合わせください。

- ・JAF岡山支部 TEL : 086-273-0710
- ・JAF ホームページ (英文)

<http://www.jaf.or.jp/e/index.htm>

外国驾驶证的日语翻译

JAF 提供外国驾驶证更换成日本驾驶证时所必需的[外国驾驶证日文翻译件]。(付费服务)

*最新信息请确认 JAF(日本汽车联盟)网页或询问 JAF 冈山支部。

- ・JAF 冈山支部 电话: 086-273-0710
- ・JAF 网站(英语)

